

## 年度途中で後期高齢者医療制度に加入される方について

次の事由に該当する方は年度途中であっても後期高齢者医療制度に加入となります。

事由	資格取得日	事由	資格取得日
75歳になる方	誕生日	生活保護の停止または廃止	停止または廃止となった日
転入(75歳以上)	転入により住所を定めた日	障害認定(※)	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※申請が必要です。(65歳から74歳までの一定の障害がある方に限る。)

### ①被保険者証(保険証)について

75歳になる方には誕生日までに保険証を送ります。誕生日以降に使用してください。その他、年度途中加入者は資格取得日以降に保険証を送ります。

### ②保険料について

新たに加入した方には、資格取得月の2か月後以降に保険料の決定通知書を送ります。保険料額は資格取得月から年度末までの月割りで算定します。次年度以降は毎年7月に通知します。

### ③保険料の納付について

●国民健康保険税が年金天引きの方  
最初は納付書で保険料を納めてください。ただし、保険料決定前月までに口座振替依頼書の提出をしていただければ最初から口座振替となります。

●国民健康保険税を口座振替で納付していた方  
改めて口座振替手続きが必要です。

また、年金天引きの対象者は、自動的に年金天引きが変わるため手続きは不要です。

【問】香川県後期高齢者医療広域連合 ☎(087)811-1866 さぬき市役所国保・健康課 ☎(087)26-9907

## 令和3年度赤十字会員の会費募集について-あなたも赤十字会員になりませんか-

毎年5月は、赤十字活動を普及するために「赤十字運動月間」としています。

自治会などのご協力によりお預かりした会費が、災害救護活動をはじめ、献血推進活動、新型コロナウイルス感染症対策などの活動資金となっています。4月下旬から会費の募集に自治会役員や赤十字奉仕団員が、ご自宅や事業所にお伺いしたときは、ご協力をお願いします。

会費納入場所	日にち・開庁時間 (祝日および12月29日～1月3日を除く。)
寒川庁舎 福祉総務課	月～金 8:30～17:15
本庁 生活環境課	月～金 8:30～17:15
津田・大川・長尾出張所	月・水・金 8:30～17:00
小田・造田・多和出張所	火・木 8:30～17:00

※自治会によって会費納入場所が異なるので、詳しくは地区の自治会・赤十字奉仕団までご確認ください。

### 「人間を救うのは、人間だ。」

(日本赤十字社スローガン)



皆さまのご協力を  
よろしくお願いします。



【問】福祉総務課 ☎(0879)26-9902

## 手話にチャレンジ! Vol.5

今月は

I don't know～  
『分からない、知らない』の

手話です

右手指先で右胸脇をはらい上げる



相手が話している内容を知らない時などに使ってみましょう。顔も一緒に表現するところがポイントです♪

【(一財)全日本ろうあ連盟発行『わたしたちの手話 学習辞典』より転載・引用】

【問】障害福祉課 ☎(0879)26-9903

## 視覚障害者のために パソコンボランティアになってみませんか?

養成講習会について

日時 7月15日(木)10時～16時30分  
16日(金)13時～16時30分  
19日(月)13時30分～16時  
26日(月)13時30分～16時(全4回)

会場 香川県視覚障害者福祉センター  
(高松市番町1丁目10-35 香川県社会福祉総合センター4階)

募集人員 5名 ※県内在住の方  
※基本的なパソコン操作ができる方  
※パソコンボランティア活動に参加できる方

受講料 無料

締め切り 6月23日(水)

受講通知 申し込み多数の場合は、受講者の選考を行い、6月中に受講の可否をお伝えします。

申込み FAXおよびメールの場合、①氏名、②住所、③生年月日、④電話番号、⑤パソコン利用経験年数、⑥普段パソコンをどのように利用しているか を明記。

【問・申】香川県視覚障害者福祉センター

☎(087)812-5563 FAX(087)861-1566  
メール k.shikaku@beach.ocn.ne.jp